

# 福祉環境委員会

令和3年6月29日(火)  
10時00分～ 時 分  
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、久保健康福祉部参事、

藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、  
龍河子育て支援課長、井上保険年金課長

〔市民生活部〕森脇市民生活部長、野田環境課長、市原税務課長

〔金城支所〕篠原支所長、佐々尾市民福祉課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根管理課長、谷口工務課長

【事務局】中谷書記

---

## 議 題

### 1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第 204 号 コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について
- (2) 陳情第 205 号 市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について
- (3) 陳情第 206 号 雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について

### 2 陳情審査

- (1) 陳情第 204 号 コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について
- (2) 陳情第 205 号 市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について
- (3) 陳情第 206 号 雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について

### 3 議案第 56 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

### 4 議案第 57 号 浜田市病児・病後児保育室条例の制定について

### 5 議案第 58 号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例について

裏面あり

6 執行部報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
- (2) 令和2年度はまだ健康チャレンジ事業実施状況について 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市子育て世代包括支援センター並びに浜田市病児・病後児保育室及び  
浜田市休日応急診療所の整備状況について 【子育て支援課】
- (4) 令和3年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【保険年金課】
- (5) 令和3年度 個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】
- (6) 令和2年度 市税収納率について 【税務課】
- (7) 凍結災害発生時の対応について 【管理課】
- (8) 金城地域断水防止対策について 【工務課】
- (9) その他  
(配布物)
  - ・浜田市人口状況 (R3.2月末～R3.4月末) 【総合窓口課】

7 所管事務調査

- (1) 医療的ケア児の支援について 【地域福祉課】

8 その他

9 請願等の意見陳述実施にかかる意見について (委員間で協議)

10 取組課題「子育て支援について」 (委員間で協議)

陳情番号	204
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

コロナ陽性者の自死対策を求める陳情について

4 クラスター時の感染源の自殺があいついでいると聞く  
松江市 出雲市 の例は 自殺者が出たと聞いている  
浜田市の例もそのようなことをケアする必要があると思う  
島根県のコロナ死者数はゼロと、全国ただ一つの件である  
しかし、自殺の事実があるならコロナ以上に問題ではないか  
感染者、陽性者のケアについて親（職場）、子供（学校）について問題になったことはないのか？また、対応はど  
のように考えているのか？  
対策を取るべきではないか？

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

浜田市議会議長 様

陳情

2021年6月8日

陳情番号	205
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

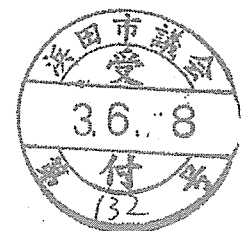
市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について

7 浜田市のごみステーション等については、浜田市が施策を作る、そして市民はそれに従うものと規定している  
しかし、実態は、町内会任せで、ごみステーションは1km離れているところもあれば、銀天街のように3軒に  
1つ、通りには10か所もあるところがある。

金城自治区は、燃えるゴミだけしか出せないところもある。また、個人がごみステーションを用意したにもかかわらず、町内会長が「燃えるゴミだけ取りに来るように」と、金城支所にお願いを出し、そのようになっている。  
ごみステーションが遠いため

分譲業者がその土地の上にごみステーションがあるのに、町内会長の越権行為、かつ妨害行為までなされている  
ところもある。

条例通りにする必要はないのか？



132

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

陳情番号	206
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

雨で犬の尿が流れない箇所の衛生対策を求める陳情について

6 銀天街アーケードや駅の構内で散歩中の犬が糞尿をする 糞はとる習慣がある 尿はそのまま。不潔極まりない。雨がかからないため流れないので不衛生、環境上問題があるのではないかと。屋根がある歩道は、「浜田の顔」という場所である。散歩の前にしっこをさせて出発する人もいる。国法律、県の条例、市の条例でも何か規定があるのではないかと。

浜田市はどう考えているのか？浜田の顔に当たる部分で、尿が累積するようで良いと思われるのでしょうか？  
なんとかしなければならぬのではないのでしょうか？



浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望

**令和 3 年 6 月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（福祉環境委員会）**

# 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

## 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

## 目次

議案第56号	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 について	…	1ページ
--------	---	---	------



現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第 6 章 雑則（<b>第 50 条</b>） （保育所等との連携）</p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条並びに第 18 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<b>第 3 号において</b> 同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 43 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号 同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 前項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<b>行う者</b>として適切に確保しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第 6 章 雑則（<b>第 50 条・第 51 条</b>） （保育所等との連携）</p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条並びに第 18 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<b>以下この条において</b> 同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 43 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号<b>及び第 4 項第 1 号</b>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 前項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<b>行う施設</b>として適切に確保しなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（その他）</p> <p><b>第 50 条</b> 〔略〕</p>	<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>（電磁的記録）</u></p> <p><b>第 50 条</b> <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>（その他）</p> <p><b>第 51 条</b> 〔略〕</p>

## 新型コロナウイルス感染症関連の状況について

### 1 新型コロナウイルス感染症患者の状況 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度						2			4	4			10
令和3年度	7	13											20

### 2 新型コロナウイルス感染症電話相談の状況

令和2年4月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請により健康医療対策課・支所市民福祉課において電話相談を実施しています。また、令和3年3月からは、ワクチンに関する相談も県報告に計上することになりましたので、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談も計上しています。

#### ◇相談件数 (年度) (件)

	相談件数	症状等の健康相談	医療体制	予防・治療	ワクチン副反応	ワクチン一般	その他
令和2年度	273	49	21	10	0	19	178
令和3年度	2,446	13	6	3	12	2,018	401

#### ◇相談件数 (月)

令和3年度	相談件数	症状等の健康相談	医療体制	予防・治療	ワクチン副反応	ワクチン一般	その他
4月	479	6	5	2	7	355	107
5月	1,428	6	1	1	4	1,127	293
6月18日まで	539	1	0	0	1	536	1

### 3 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて令和2年12月21日から、浜田市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。令和3年度の契約期間は10月31日まで。(期間延長の場合あり)

#### ◇検査実績 (年度) (件)

年度	依頼件数	検体採取	陽性	陰性
令和2年度	20	20	0	20
令和3年度	18	18	0	18

#### ◇検査実績 (月)

令和3年度	依頼件数	検体採取	陽性	陰性
4月	9	9	0	9
5月	4	4	0	4
6月18日まで	5	5	0	5

## 令和2年度はまだ健康チャレンジ事業実施状況について

### 1 実施内容

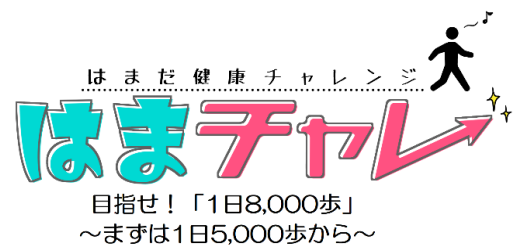
- (1) 対象 18歳以上の浜田市民（浜田に通勤・通学者を含む）  
 (2) 実施期間 第1期 4月～8月、第2期 9月～1月  
 (3) 内容 歩数・運動・朝食・社会参加のポイントを記録し、1か月に100ポイント以上貯まった場合応募が可能。応募者の中から、1期・2期それぞれ100人ずつ、抽選により賞品（2,000円分商品券）が当選しました。第2期から始まった5人以上のグループエントリーによる応募は、36グループの応募があり、30グループに賞品（5,000円分商品券）が当選しました。

### 2 応募状況

#### (1) 応募数

	年度	1期	2期	合計
延人数	令和2年度	1,297	1,295	2,592
	令和元年度	788	1,059	1,847
実人数	令和2年度	348	366	523
	令和元年度	352	436	590

注) 実人数…1期2期で重複している人がいるため、  
1期+2期=合計ではありません。



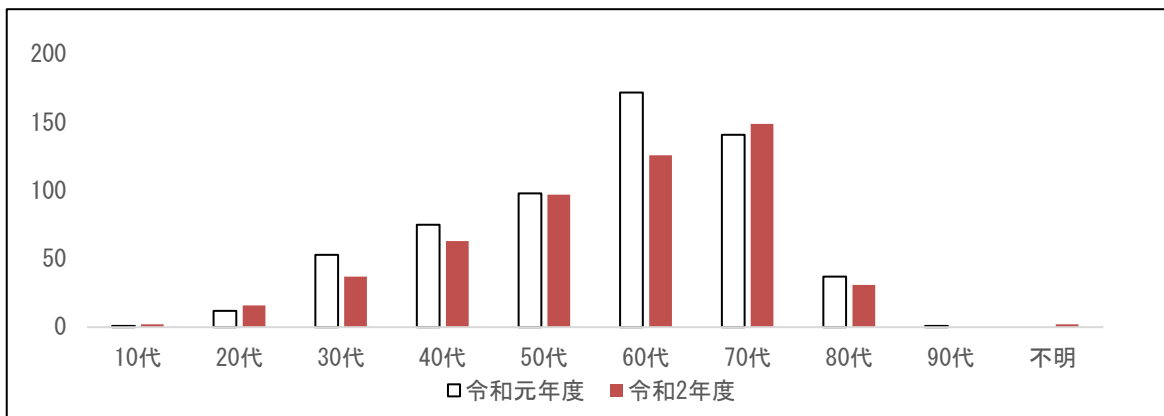
#### (2) 年代別応募状況（実人数）

	応募実人数（人）		
	男性	女性	男女計
10代	1	1	2
20代	3	13	16
30代	11	26	37
40代	25	38	63
50代	38	59	97
60代	42	84	126
70代	71	78	149
80代	13	18	31
90代	0	0	0
不明	0	2	2
合計	204	319	523

#### 応募者の1日平均歩数

男性 7,047歩

女性 5,351歩



浜田市子育て世代包括支援センター並びに浜田市病児・病後児  
保育室及び浜田市休日応急診療所の整備状況について

浜田市子育て世代包括支援センター並びに浜田市病児・病後児保育室及び  
浜田市休日応急診療所について、請負業者が次のとおり決定しましたので報  
告します。

## 1 浜田市子育て世代包括支援センター

### (1) 請負業者及び契約金額（税込）

建築主体工事

祥洋建設株式会社 139,700,000 円

機械設備工事

山陰水道工業株式会社 35,200,000 円

電気設備工事

サンベ電気株式会社 34,100,000 円

### (2) 契約上の工期

令和4年2月15日

## 2 浜田市病児・病後児保育室及び浜田市休日応急診療所

### (1) 請負業者及び契約金額（税込）

建築主体工事

宮田建設工業株式会社 50,600,000 円

機械設備工事

浜田ガス水道工事株式会社 15,180,000 円

電気設備工事

入札公告中（7月8日開札予定）

### (2) 契約上の工期

令和3年11月30日

## 令和3年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

本年度の浜田市国民健康保険料について、下記のとおり賦課しましたので報告します。

### 1 納付義務者（世帯数）〔6月1日現在〕

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数	7,488世帯	7,261世帯	7,056世帯
前年度比		▲227世帯	▲205世帯
(参考) 被保険者数	10,414人	10,092人	9,950人
前年度比		▲322人	▲142人

※被保険者数は、各年度5月末現在。

### 2 収納必要額

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算時 (ア)	1,043,192,000円	863,472,000円	805,050,000円
当初賦課時 (イ)	1,035,712,988円	870,736,869円	839,838,820円
差引額 (イ-ア)	▲7,479,012円	7,264,869円	34,788,820円

※収納必要額＝事業費納付金＋その他の費用－補助金等の収入

### 3 賦課必要額と当初賦課額の差について

区分	賦課必要額 (A)	当初賦課額 (B)	差額 (B-A)
医療分	612,924,469円	608,419,100円	▲4,505,369円
支援金分	204,211,355円	204,248,600円	37,245円
医療分＋支援金分	817,135,824円	812,667,700円	▲4,468,124円
介護分	53,273,882円	52,633,300円	▲640,582円
合計	870,409,706円	865,301,000円	▲5,108,706円

※賦課必要額＝収納必要額÷収納率

※賦課必要額と当初賦課額との差額については、財政調整基金の取崩し等により対応予定。

### 4 通知件数〔6月1日現在〕

区分	件数	割合
普通徴収	口座	5,244件 74.32%
	納付書	1,306件 18.51%
特別徴収	継続	371件 5.26%
	新規	135件 1.91%
合計	7,056件	100.00%

## 5 通知書発送日

令和3年6月11日(金)

※6月14日(月)から6月25日(金)まで、相談窓口を開設しました。

## 6 国民健康保険料収納率について

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
現年度	調定額	955,164,100円	931,111,500円	887,432,700円	-
	収入済額	923,743,849円	898,575,885円	863,741,389円	-
	還付未済額	62,100円	4,500円	126,400円	-
	収納率	96.70%	96.51%	97.32%	0.81pt
	不納欠損額	8,800円	139,800円	159,200円	-
滞納繰越	調定額	120,230,998円	124,973,105円	123,382,305円	-
	収入済額	21,402,783円	21,964,624円	24,617,035円	-
	還付未済額	0円	0円	0円	-
	収納率	17.80%	17.58%	19.95%	2.38pt
	不納欠損額	2,132,761円	9,825,065円	4,336,506円	-
合計	調定額	1,075,395,098円	1,056,084,605円	1,010,815,005円	-
	収入済額	945,146,632円	920,540,509円	888,358,424円	-
	還付未済額	62,100円	4,500円	126,400円	-
	収納率	87.88%	87.16%	87.87%	0.71pt
	不納欠損額	2,141,561円	9,964,865円	4,495,706円	-

## 令和3年度 個人市民税の当初賦課の状況について（税務課）

令和3年度の当初賦課調定額は、21億9,900万円（前年度比99.49%）となりました。

### 1 個人市民税の当初賦課の状況

	令和3年度	令和2年度	増減 (R3 - R2)	前年度比
当初歳入予算額	2,230,794,000円	2,219,903,000円	10,891,000円	100.49%
当初賦課調定額	2,199,354,300円	2,210,574,100円	▲11,219,800円	99.49%
給与特別徴収	1,810,578,600円	1,822,143,300円	▲11,564,700円	99.37%
普通徴収	388,775,700円	388,430,800円	344,900円	100.09%
納税義務者数	26,432人	26,639人	▲207人	99.22%
給与特別徴収	18,354人	18,395人	▲41人	99.78%
普通徴収	8,078人	8,244人	▲166人	97.99%

※ 普通徴収には、併徴（給与特別徴収と普通徴収の併用）及び年金特別徴収を含む。

### 2 当初賦課調定額の主な増減要因

	令和3年度	令和2年度	調定額への影響 (試算)
寄附金税額控除の増加 (寄附金税額控除の約99%がふるさと寄附分)	寄附金税額控除 3,689万円	寄附金税額控除 2,848万円	(-) 約840万円
住宅借入金等特別控除の増加	住宅借入金等特別控除 3,346万円	住宅借入金等特別控除 3,174万円	(-) 約170万円

### 3 浜田市民が申告した「ふるさと寄附（支払額）」の影響額について【参考】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
寄附人数	572人	604人	756人	735人	1,045人
寄附金額	4,678万円	5,264万円	7,170万円	6,752万円	8,547万円
寄附金税額控除額	1,828万円	2,204万円	2,772万円	2,848万円	3,689万円

※上記の人数及び金額には、浜田市民が浜田市へ行ったふるさと寄附も含まれる。(内訳不明)

### 4 納税通知書発送日 令和3年6月10日(木)

### 5 相談窓口開設日程・場所

期 間	時 間	場 所
6月14日(月)～6月25日(金)	午前9時～午後4時	本庁 第2東分庁舎1階



## 令和2年度 市税収納率について（税務課）

令和2年度市税<sup>※1</sup>の収納率が確定（令和3年5月31日現在）しましたので報告します。

現年度分の収納率は**98.09%**で、昨年度と比較して**1.39ポイント**減、滞納繰越分は**24.31%**で、前年度に比べ**5.21ポイント**増、現年度分及び滞納繰越分の合計は**96.20%**で**1.15ポイント**減でした。また、令和2年度の収納率向上の主な取組は次のとおりです。

- |                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例の適用 | (6) 口座振替の推奨   |
| (2) 預貯金等の財産差押えの強化             | (7) コンビニ納付の推奨 |
| (3) 夜間の電話催告・訪問臨戸              | (8) スマホ決済の導入  |
| (4) 徴収指導員（元国税徴収官）による指導        |               |
| (5) 搜索・公売の実施                  |               |

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対して徴収猶予の特例を申請に基づき適用しました。その結果、57件で131,531千円の徴収猶予を行い、27,565千円は納付されましたが103,966千円は収入未済となりました。

新型コロナウイルス感染症に係る影響を考慮した収納率は、現年度分は**99.48%**で昨年度と同率、滞納繰越分は**24.31%**で昨年度に比べ**5.21ポイント**増、現年度分及び滞納繰越分の合計は、**97.53%**で**0.18ポイント**増となります。

なお、滞納繰越分の不納欠損額が22,557千円と昨年度に比べ大幅に増加しているのは、生活に困窮している滞納者などに対して滞納処分の執行停止<sup>※2</sup>の適用を平成29年度から積極的に行っており、3年目が到来したためです。

### 〈市税収納率の推移（平成30年度～令和2年度）〉

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度（前年度比）	《徴収猶予額分》 徴収猶予を除いた額（前年度比）
現年度	調定額	7,348,536千円	7,455,772千円	7,482,624千円	《130,914千円》 7,351,710千円
	収入済額	7,300,831千円	7,417,215千円	7,340,157千円	《27,408千円》 7,312,749千円
	収納率	99.35%	99.48%	98.09% (▲1.39ポイント)	99.48% (0.00ポイント)
	不納欠損額	1,184千円	631千円	1,221千円	-
滞納繰越	調定額	188,444千円	202,624千円	196,736千円	《617千円》 196,119千円
	収入済額	30,240千円	38,842千円	47,833千円	《157千円》 47,676千円
	収納率	16.05%	19.10%	24.31% (5.21ポイント)	24.31% (5.21ポイント)
	不納欠損額	1,973千円	5,243千円	22,557千円	-
合計	調定額	7,536,980千円	7,658,400千円	7,679,360千円	《131,531千円》 7,547,829千円
	収入済額	7,331,071千円	7,456,057千円	7,387,990千円	《27,565千円》 7,360,425千円
	収納率	97.27%	97.35%	96.20% (▲1.15ポイント)	97.52% (0.17ポイント)
	不納欠損額	3,157千円	5,874千円	23,778千円	-

※1 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

※2 地方税法第15条の7第4項に基づき3年間滞納処分を停止した上で、納付資力の改善が見られない場合不納欠損する制度。

凍結災害発生時の対応について  
 【令和3年7月1日版】

1. 目的

寒波等で水道管が凍結した際に、漏水による断水を回避し、市民に安全安心な水道水を供給することを目的とする。

2. 配備体制の基準

−2℃以下の予報(※1)を確認したとき	上下水道部職員が市内6ヵ所にある観測地点(※2)または浜田測候所のいずれかで−4℃以下を確認したとき		
凍結準備体制	第1 配備 凍結警戒体制	第2 配備 凍結警戒本部体制	第3 配備 凍結災害対策本部体制
上下水道部と支所で連携して対応	上下水道部と支所で連携して対応できる場合	応援職員を配置し、上下水道部と支所で対応できる場合	全庁体制及び現地対策本部により対応する必要がある場合
凍結・漏水の電話受付件数(一日)		概ね30件以上	概ね80件以上

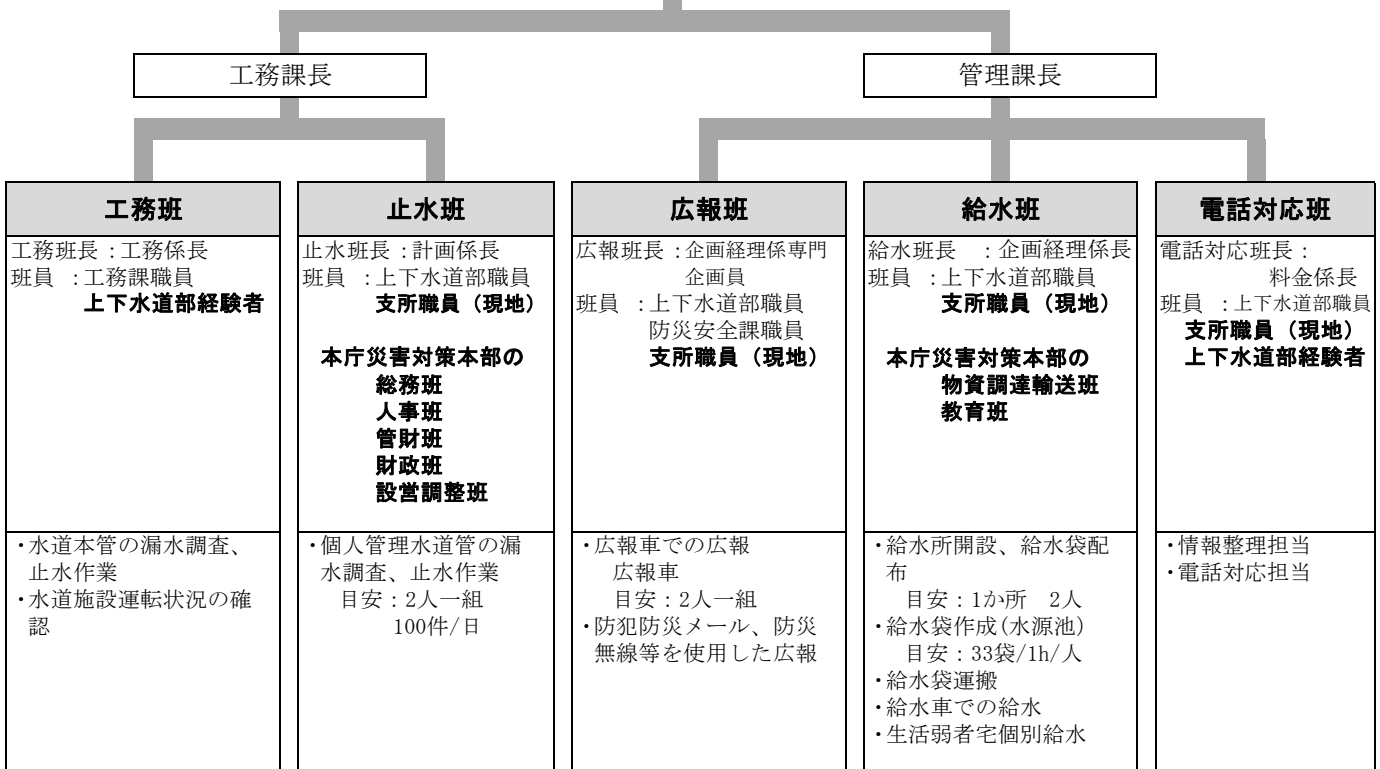
(※1) 気温予報の確認は、ウェザーニューズの気象情報で行う

(※2) 市内6ヵ所にある観測地点(小型気象計設置場所)：美川浄水場、美又まちづくりセンター、旭支所、木田まちづくりセンター、ふるさと体験村、三隅支所(情報はパソコンでいつでも取得できる)

3. 班体制(凍結災害対策本部)

		凍結警戒体制	凍結警戒本部体制	凍結災害対策本部体制	
				凍結災害対策本部	現地対策本部
本部	本部長 副本部長 本部員	上下水道部長 管理課長 支所防災自治課長(現地) 下水道課長	上下水道部長 支所長(現地) 管理課長 支所防災自治課長(現地) 下水道課長	市長 副市長、教育長 庁議メンバー	副市長(兼務) 支所長(現地)(兼務)
	事務局長 事務局員	工務課長 管理課職員 支所防災自治課職員(現地)	工務課長 管理課職員 支所防災自治課職員(現地)	上下水道部長 防災安全課職員 管理課職員	支所防災自治課長(現地) 支所市民福祉課長(現地) 支所産業建設課長(現地) 支所防災自治課職員(現地) 上下水道部職員

※給水制限及び断水については、体制に関わらず市長に判断を仰ぐ



※凍結災害が発生した地域の支所に、上下水道部職員を1名配置する

※状況によっては、人員が不足することが予測される。その場合は、本庁災害対策本部の他の班から応援を行う

4. 時系列対応一覧

No	気象情報	体制	対応				
1	平常時		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報で1週間の気温を確認（毎日）</li> <li>・防災安全課、上下水道部で情報共有（1～2月の毎日13時）</li> <li>・水道施設運転状況の監視（毎日）</li> <li>・<b>大口利用者に水不足時についての協力依頼（8月）</b></li> <li>・<b>凍結対策準備会議の開催</b> 凍結災害発生時の班編成や必要人数について確認（上下水道部、防災安全課及び支所防災自治課）（10月）</li> <li>・凍結災害発生時の訓練（10-11月）</li> <li>・<b>0トンリスト（使用水量0トンの使用者名簿）の作成・使用状況の確認、休止設備の止栓確認（～11月）</b></li> <li>・<b>橋梁添架管の確認（～11月）</b></li> <li>・水道管凍結防止対策の周知 ケーブルテレビ（10月）、ユーチューブ（11月）、広報（12月）、出前講座（年間）、検針時チラシ配布（10-11月）</li> </ul>				
			工務班	止水班	広報班	給水班	電話対応班
2	-2℃以下の予報を確認	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の運転状況の確認</li> <li>・支所との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・防災防犯メール、防災無線、浜田市ホームページ、ケーブルテレビ、浜田市防災情報SNS等で、水道管の凍結予防対策を喚起</li> <li>・広報車で、水道管の凍結予防対策を喚起</li> <li>・全庁で寒波の情報を共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・問い合わせ等の電話対応</li> </ul>
3	-4℃以下の予報を確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の運転状況の確認</li> <li>・大口利用者へ節水の協力を要請</li> <li>・支所との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・防災防犯メール、防災無線、浜田市ホームページ、ケーブルテレビ、浜田市防災情報SNS等で、水道管の凍結予防対策を喚起</li> <li>・広報車で、水道管の凍結予防対策を喚起</li> <li>・全庁で情報を共有し、各課関係団体等へ水道管の凍結予防対策を喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・問い合わせ等の電話対応</li> </ul>
4	-4℃以下予報の日の前日まで		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の運転状況の確認</li> <li>・支所との情報共有</li> <li>・応援職員の確保</li> <li>・応援職員出動準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所職員出動準備</li> <li>・応援職員の確保</li> <li>・応援職員出動準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・防災防犯メール、防災無線、浜田市ホームページ、ケーブルテレビ、浜田市防災情報SNS等で、水道管の凍結予防対策を喚起</li> <li>・広報車で、水道管の凍結予防対策を喚起</li> <li>・全庁で寒波の情報及び凍結災害発生時の対応を共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所職員出動準備</li> <li>・応援職員の確保</li> <li>・応援職員出動準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・問い合わせ等の電話対応</li> <li>・応援職員の確保</li> <li>・応援職員活動準備</li> </ul>
5	-4℃以下を確認したとき	第1・第2・第3配備体制のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との情報共有</li> <li>・工務班 作業等打ち合わせ</li> <li>・本管の漏水調査・止水作業</li> <li>・地域ごとの水道施設の運転状況確認</li> <li>・凍結被害、復旧状況の情報収集を行い、実態を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・止水班 作業等打ち合わせ</li> <li>・漏水調査・止水作業</li> <li>・状況により2回目以降の出動 漏水調査・止水作業</li> <li>・作業地域の凍結被害、復旧状況の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所との連携</li> <li>・防災防犯メール、防災無線、浜田市ホームページ、ケーブルテレビ、浜田市防災情報SNS等で、水道管が凍結した場合の対応、水道管が漏水した場合の対応を周知</li> <li>・防災防犯メール、防災無線、浜田市ホームページ、ケーブルテレビ、浜田市防災情報SNS等で、止水作業、給水活動に伴うお知らせを周知</li> <li>・全庁で現状の情報を共有</li> <li>・収束情報の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結被害の状況により、支所と連携した給水活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源池で給水袋作成</li> <li>・地域の拠点に給水所開設</li> <li>・給水所での給水袋配布</li> <li>・生活弱者への個別給水</li> <li>・給水車の出動</li> </ul> </li> <li>・給水活動中の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所と連携し、地域の凍結被害情報を収集</li> <li>・問い合わせ等の電話対応</li> </ul>

## 金城地域断水防止対策について

令和3年5月25日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

- 6月4日(金) ~11日(金) 伐採作業完了
- 6月7日(月) 今福中央配水池進入路拡幅工事契約
- 6月11日(金) 今福中央配水池増設タンク築造工事契約締結

#### 2 雲城地区配水流量確保の進捗状況

- 6月8日(火) 小国地内 谷口橋添架仮設水道管切り替え作業完了
- 6月15日(火) 下来原地内 仮設水道管切り替え作業完了
- 6月21日(月) 23時~ 減圧弁と制水弁の調整による流量確認

#### 3 実態調査の進捗状況

- 4月30日(金) 実態調査票の送付 2,029件
    - 金城地域 1,692件
    - 浜田地域(後野・長見・内村町の一部) 337件
  - 6月10日(木) 現在 返信状況 1,414件 約70%
    - 金城地域 1,190件 約70%
    - 浜田地域 224件 約66%
- 回答状況(概要) 別紙1参照

#### 4 止水栓台帳の整備の進捗状況

- 5月31日(月) 業務委託契約済
- 6月8日(火) 第一回打ち合わせ
- 6月23日(水) 行政連絡員に「お願い文書」全戸配布依頼
  - 別紙2参照
- 7月5日(月) 現地調査開始



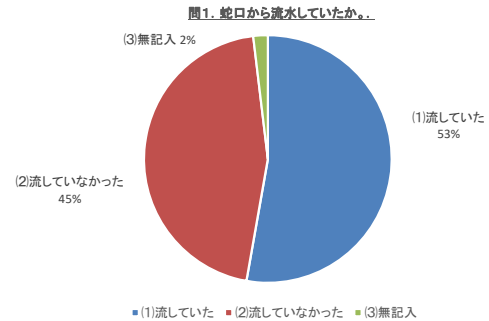
**全体 回答集計結果**  
**【対象件数2,029件数のうち、回答件数1,414件、回答率70%】**

6/10時点

<1月7日(木)からの寒波の際の状況>

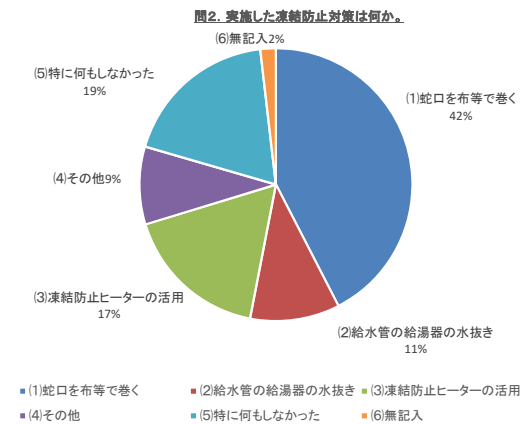
問1. 蛇口から流水していたか。

	件数	%
(1)流していた	746	53%
(2)流していなかった	641	45%
(3)無記入	27	2%
合計	1,414	100%



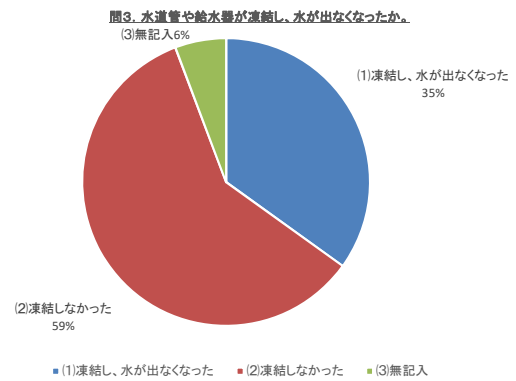
問2. 実施した凍結防止対策は何か。

	件数	%
(1)蛇口を布等で巻く	760	42%
(2)給水管の給湯器の水抜き	190	11%
(3)凍結防止ヒーターの活用	309	17%
(4)その他	165	9%
(5)特に何もなかった	334	19%
(6)無記入	33	2%
合計	1,791	100%



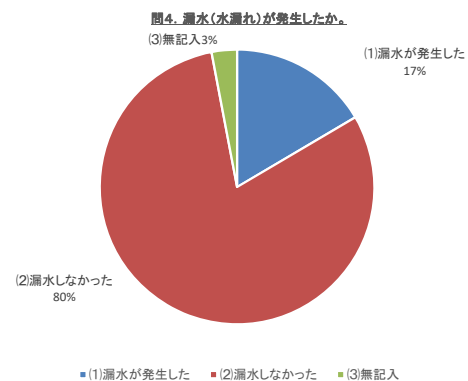
問3. 水道管や給水器が凍結し、水が出なくなったか。

	件数	%
(1)凍結し、水が出なくなった	494	35%
(2)凍結しなかった	839	59%
(3)無記入	81	6%
合計	1,414	100%



問4. 漏水(水漏れ)が発生したか。

	件数	%
(1)漏水が発生した	234	17%
(2)漏水しなかった	1138	80%
(3)無記入	42	3%
合計	1,414	100%



令和 3 年 6 月 23 日

水道利用者の皆様へ

浜田市長 久保田 章 市  
(公 印 省 略)

## 水道メーター等の位置確認調査の実施について（お知らせ）

平素は、浜田市水道事業の運営にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、寒波に伴う凍結災害などで周辺地域の給水状況に影響が出た場合に、迅速な漏水箇所の発見と止水を行うため、お客様の敷地内にある水道メーター等の位置を確認する調査を下記のとおり実施します。

調査員は腕章を付け、声をかけてから調査を行いますが、不在の場合は敷地内に入り、水道メーター等の位置の確認と、全景及び拡大した写真を撮影させていただきます。

については、水道メーター付近に物などを置かないよう、ご協力をお願いします。

なお、確認した個人情報につきましては、浜田市個人情報保護条例に基づき適切に管理いたします。

ご不明な点などにつきましては、下記担当までお問い合わせください。

## 記

1. 調査期間 令和 3 年 7 月 5 日（月）から令和 3 年 9 月 30 日（木）まで
2. 調査対象設備 第一止水栓・水道メーター・給湯設備
3. 調査委託業者 浜田市水道事業協同組合

## 連絡先

浜田市上下水道部工務課工務係  
TEL 25-9910  
担当 佐々木・小谷

## 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

### 1 接種実績（6月28日現在）※V-SYSによる状況確認

接種回数	1			2		
	医療従事者	高齢者	高齢者施設従事者	医療従事者	高齢者	高齢者施設従事者
人数合計	2,060	12,407	525	1,835	5,834	197

※65歳以上の高齢者接種券送付数 20,222件

1回目接種率 61.4% 2回目接種率 28.8%

### 2 新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る予約状況（6月28日17:30現在）

接種日	電話予約			Web予約		
	予約枠	予約件数	予約率	予約枠	予約件数	予約率
1回目：7/3（土） 2回目：7/24（土）	150	150	100.00%	72	72	100.00%
1回目：7/4（日） 2回目：7/25（日）	306	306	100.00%	144	144	100.00%
1回目：7/10（土） 2回目：7/31（土）	150	106	70.67%	72	72	100.00%
1回目：7/11（日） 2回目：8/1（日）	306	56	18.30%	144	56	38.89%
1回目：7/18（日） 2回目：8/8（日）	306	34	11.11%	144	21	14.59%
合計	1,218	652	53.53%	576	365	63.37%

予約枠 1,794 に対し、予約件数 1,017 予約率 56.69%

### 3 市内高等教育機関等へのワクチン接種について

高齢者向け集団接種の予約枠に空きが生じていることから、市独自の優先対象者を定め、空き枠を活用したワクチン接種を行うこととします。

#### 優先対象者

○島根県立大学及びリハビリテーションカレッジ島根の学生並びに教員

夏休み期間中、帰省等で市外県外への移動がある学生等に、夏休み前にワクチン接種を行い、学生等の感染並びに市内の感染拡大を防ぐ。

○漁業関係者

休漁期以外に接種機会を得にくい船員等を対象とする。



## 令和5年度からの統合幼稚園における 新たな保育サービスに関する保護者アンケート結果

浜田市では、令和5年4月に市立幼稚園を1園に統合し、当面の間は、長浜幼稚園の園舎を使用する予定です。

また、統合に伴い、新たな保育サービスについても検討することとしています。

このたび、新たな保育サービスに関する保護者ニーズを把握するため、以下のとおりアンケートを実施しましたので、結果を報告します。

### 【アンケートの概要】

対象者：市立幼稚園の保護者（35世帯）

回収率：97%（34世帯/35世帯中が回答）

実施期間：令和3年5月19日～令和3年5月31日

## 1 お子さんの状況について

問1 お子さんのクラスを教えてください。（兄弟がいる場合は複数回答可）

選択肢	回答数	割合
年少児（3歳児）クラス	9人	24.3%
年中児（4歳児）クラス	7人	18.9%
年長児（5歳児）クラス	21人	56.8%

## 2 預かり保育について

問2 預かり保育を有料で実施することとした場合、利用しますか。

※ 参考までに県内他市の利用料金は、1日100～500円程度。

選択肢	回答数	割合
預かり保育を利用したい	31人	91.2%
預かり保育を利用しない	3人	8.8%

問3 問2で「預かり保育を利用したい」と回答された方にお聞きします。

① 預かり保育をどんなときに利用したいですか。(複数回答可)

選択肢	回答数	割合
在園児以外の子どもの学校行事などに参加するとき	23 人	25.3 %
働きたいとき	22 人	24.2 %
保護者の入院など緊急のとき	21 人	23.1 %
育児から離れてリフレッシュしたいとき	13 人	14.3 %
趣味などの時間を確保したいとき	12 人	13.1 %
その他	0 人	0 %

② 利用したい頻度についてお答えください。

選択肢	回答数	割合
週2~3回	12 人	40.0 %
毎日	8 人	26.7 %
月2~3回	6 人	20.0 %
週1回	3 人	10.0 %
その他	1 人	3.3 %

(その他の意見)

- ・緊急のときのみ

③ 利用したい時間についてお答えください。(複数回答可)

選択肢	回答数	割合
16時まで	18 人	34.0 %
17時まで	18 人	34.0 %
15時まで	9 人	17.0 %
朝(8~9時)	8 人	15.0 %

### 3 給食について

問4 給食の実施を希望しますか。

選択肢	回答数	割合
給食を希望する	33 人	97.1 %
給食を希望しない	1 人	2.9 %

問5 問4で「給食の実施を希望する」と回答された方にお聞きします。

① 給食の実施を希望する理由をお答えください。(複数回答可)

選択肢	回答数	割合
栄養バランスがよいから	28 人	33.3 %
メニューが豊富だから	22 人	26.2 %
毎日弁当を作るのが負担だから	19 人	22.6 %
その他	15 人	17.9 %

(その他の主な意見)

- ・ 小学校に向けて、給食(配膳など)に慣れさせたいから。
- ・ 地産地消による食育が重要と思うから。
- ・ 夏場の弁当は腐りやすく、給食の温かい食事を食べさせたいから。

② 給食を希望する頻度についてお答えください。

選択肢	回答数	割合
毎日	20 人	62.5 %
週2~3回	7 人	21.9 %
週1回	3 人	9.4 %
その他	2 人	6.2 %

(その他)

- ・ 弁当日が週1回程度でそれ以外は給食を希望。

③ 給食を市内業者が作った幼児食用の弁当にしても利用しますか。

選択肢	回答数	割合
利用する	26 人	78.8 %
利用しない	7 人	21.2 %

問 5-③で「市内業者が作った幼児食用の弁当でも利用する」と回答した方にお聞きします。

いくらまでなら支払うことができますか。

金額	回答数	割合
300 円	14 人	60.8 %
400 円	3 人	13.0 %
250 円	2 人	8.7 %
200 円	2 人	8.7 %
150 円	1 人	4.4 %
350 円	1 人	4.4 %

問 5-③で「市内業者が作った幼児食用の弁当なら利用しない」と回答した方にお聞きします。

理由を教えてください。

- ・ 給食以外で別に弁当にする意義がわからないから。
- ・ どんなものか分かりにくいから。
- ・ 給食が弁当という形ならば自分で作りたい。
- ・ 栄養が偏りそうだから。
- ・ 食物アレルギーがあるから。
- ・ 栄養バランスなど、きちんと考えられたものならば利用したい。

問 6 問 4で「給食の実施を希望しない」と回答された方にお聞きします。  
理由を教えてください。（複数回答可）

回答なし

## 4 統合時（令和5年4月）の通園方法について

問7 年少児（3歳児クラス）のお子さんがある方にお聞きします  
令和5年度に統合した際には、現在の長浜幼稚園の園舎を使用し、通園することになります。その際の通園方法を教えてください。

選択肢	回答数	割合
保護者等が送迎	4人	44.4%
通園バスを希望 （ただし、バス停留所は、石見幼稚園付近と美川幼稚園付近のみ）	4人	44.4%
その他	1人	11.2%

（その他の意見）

- ・浜田地域以外にも通園バスを希望する。

## 5 今後の幼稚園教育などについて

問8 今後の幼稚園や統合に関して期待することなど、何でも結構ですので、自由にご記入ください。

- ・時代の流れもあり、必要なニーズは変化していくと思いますが、幼稚園は本来子どもが主役であり、安心して友だちと先生と過ごす事を第一に考えてほしいと思います。人を集めるためだけに、とりあえず形を整えるのではなく、幼児期の子どもたちが、のびのびと遊び、成長できる場所作りを希望します。
- ・バスは必要。石見幼稚園付近と美川幼稚園付近のみというのは、なぜなのかよくわからない。普通の幼稚園バスのように各所に停まってほしい。
- ・統合自体は基本的に反対です。どうしても長浜幼稚園で…ということであれば、立地条件や津波の心配等々納得できない。長浜幼稚園に通わせるのは不安なので、早急に新しい園舎を新設していただきたいです。
- ・昨年3園からの希望を伝えさせていただきましたが、3園それぞれの良い部分は引き続き子どもたちに体験させてもらえたらと思います。子育て支援センターが移転、新築となる予定ですが、なぜ統合幼稚園を併設するという考えがなかったのかと思います。新築するのであれば、給食に対応した設備も作ることはできるでしょうし、預かり保育にしても支援センターで降園後に預かるという形が作れたと思います。

- 核家族が増えた今、祖父母が子どもの面倒を見る家庭も少なく、両親が働くという形が当たり前の現状にもっと早く目を向けていれば幼稚園希望者が、ここまで少なくなる事はなかったと思います。毎年の保護者からの要望も本当に取り組むつもりがあったのか疑問です。今後幼稚園に入園する子どもたち親たちにとって、最良の形になる事を願います。
- 浜田地域以外についても広範囲での通園バスを希望したい。
- 無償化により、公立幼稚園へ入園、転園する子どもが減っています。統合する機会に満3歳での入園の実施を希望します。
- 市内に幼稚園をつくってほしい。
- 浜田市の小学校の人数を比較するとわかるように、子供の人数が多いのは確実に一中校区です。転勤の方が住まわれるのも一中校区が多いです。立地としては石見幼稚園のある場所が一番適しているのではないのでしょうか。耐震等の関係で当面の間は長浜でとのことでしたので、少しでも早く新しい園の場所を立地の良い場所に検討していただきたいと思います。石見幼稚園の周辺施設を見てもわかるように、図書館、警察署、県立体育館、武道館、市民プール等利用できる施設が多く、小中高看護学校との交流がもちやすいのも石見幼稚園の場所だと思います。幼稚園存続に向けて、今まで要望してきたことを、1日もはやく実施していただけることを願います。公立幼稚園の先生方が日々勉強と研究を重ねて培われてきた、幼児教育の理念は幼稚園カリキュラムの中だからこそ実現できてきたことでもあると思いますので、先生方の働く教育体制も大切にしていきたいです。
- 現在、実施されている行事は統合されてもなくさないでほしいです。コロナ禍で実施できなかったものもありますが、田んぼでどろんこ遊びや水上バイク体験など、自然に触れられるものは、幼児期には特に貴重な経験だと思います。3園それぞれの特徴は残しつつより良い幼稚園になってほしいです。統合されることによる幼稚園の質の低下は避けてほしいです。先生方の配属人数の確保（サポートも含む）や支援が必要な子供には、安心できる環境を提供していただきたいです。（専門の先生方による巡回等は続けてほしいです）  
総合までにも、給食の実施、預かり保育を開始し、少しでも幼稚園に入りたいという方を作ってほしいです。「毎日の弁当が大変、お迎えの時間を考えると働けないから保育園にしよう」と思われている方は多いと思います。そのハードルをクリアしないと、園児数は増えていかないのではないのでしょうか。集団生活の中でしか学べない事もあると思いますが、園児数が少なくても、幼稚園を選んでよかった、と思えるといいなと願っています。

- 幼稚園に通う子どもは、本当に減ったと思います。けれど幼稚園でしか経験できないことがたくさんありました。自分自身、上の子どもたちも幼稚園を卒園しましたが、1日1日の時間が全て濃く先生方に密に関わっていただいたことばかりです。時代の流れにのって、給食・預かり保育などを取り入れていき、かといって保育園化してはダメです。先生方は子どもに合わせた援助をしてくださっています。幼稚園だからこそ、親子で共有する時間が増える、幼稚園の存在が本当に大きいです。
- 今後統合するあたり、期待することは各園の子供たちと一緒にすることで、よい刺激になって切磋琢磨しながら活動できると思います。
- 浜田市は山・海・川がすぐ行けるところにあるので、もっともっと自然に触れる、感じ取れる機会を増やして欲しいと思います。幼児の時に自然の中でたくさん遊び、そこから子ども達は遊びの工夫や自然や生き物への疑問が生まれ、やがて小学校以降の学習につながっていくわけだから、そこは大事にしてほしいと思います。ファミリー・サポートという制度は良い制度であると思いますが、子どもとの相性等色々と考えてしまい、利用をためらってしまう保護者もいることも知って欲しいです。幼稚園で預かり保育が始まれば、子どもや親にとってよく知っている場所であり、先生のことにも信頼しているので、親子で安心です。
- 預かり保育を開始してほしい。預かり保育がないと保育園へ行く人が増えて幼稚園へ行く人が減ってしまいます。
- 預かり保育や給食などの制度が実施されるのであれば、働きながらでも幼稚園を利用しやすくなるのではないかと思います。給食については、アレルギーなどの配慮があるのであれば利用してみたいなと思いました。統合や新たな保育サービスが可能になれば、子どもの人数も増えてくるのではと思いますし、のびのびとした環境の中で、もっとたくさんのお友達と関わって遊ぶ楽しさも味わえるのではないかと思います。
- 幼稚園で教育を受けさせたいので、幼稚園に預けています。でも幼稚園に預けると母親は働きたくても働くことが出来ません。それに加え、教育格差も大きいので、子どもの将来が心配です。子どもが成長するにつれて、浜田市で子育てをすることが、とてもむずかしいと痛感しています。ファミリーサポートは信頼関係が築けられていない中で利用したいとは思いません。園で預かってもらうことが、親子にとって1番安心できます。預かり保育と給食は、実施されるものと思い、入園させています。通級教室のソフト面・ハード面の事前

説明を行ってほしいです。

- 私は働くことを先延ばししてでも、子どもと一緒に過ごせる時間が大事でした。何度か下の子を保育園に入れて働こうと思いましたが、やはり上の子が過ごした幼稚園、先生方、保護者のみんなと過ごした3年間を、下の子も過ごさせたいと思い、幼稚園に決めました。とても充実した日々を送っています。私自身給食、預かりはそこまで必要ありませんでしたが、給食、預かりがあることで幼稚園に入れようとする保護者は多いと思います。子ども達と私の今があるのは、幼稚園のおかげです。ぜひ、幼稚園が残るようお願いします。
- 保育園へどんどん子供が流れていき、浜田市内の幼稚園の存続が心配です。幼稚園へ今後新たに入園希望される方、今入園されている方全てに「通いやすく遊びたくなる環境」を提示できるよう、考えてもらえればと思います。幼稚園でないとできない教育があると本当に感じています。より良い教育、子供たちへの将来に向けて期待しています。
- 統合することによって園児数が増えることを期待しています。小学校へあがる時に、知り合いが全くいない状況になるのが、子供にとって不安になるのではという思いがあります。少しでも多くの人との交流を取れる機会を増やし、コミュニケーション能力など学んでいける場を作っていただけたらと思います。また園舎が変わることで、送迎の負担が出てくるのが悩みでしたが、通園バスの検討がされているとのことで、少し安心しています。子供が幼稚園に通いだしてから、とても感情豊かになってきているのを感じました。幼稚園でいろいろな経験をして学んでいるのがよくわかります。統合して環境が変わることによって、子供たちに不安がないように、変わらず楽しく幼稚園生活を送れるようにしていただきたいと願います。
- 公立幼稚園に子供が3人お世話になりました。たくさんの行事、幅広い年齢の方々との交流親子共々とても良い経験をさせていただきました。これは公立幼稚園でしか体験することができないと思います。これからも続けてほしいです。  
体験通園ができる「プレ保育」(2歳から入園)があってもよいのではないのでしょうか。これからも地域の方々から愛される幼稚園であってほしいです。3人の子供たちは、幼稚園の先生方にいつも温かく見守っていただきました。先生方の笑顔に保護者も心が温かくなります。先生、子供達、保護者の笑顔がいっぱいの幼稚園をどうぞこれからも続けていってください。
- 預かり保育について、先生たちの負担等もあるのでしたら、預かり保育の時間帯を細かく設定して、選べるようにされるのもよいと思います。自分が通って



いて、公立幼稚園の教育は細やかでしっかりしていて安心と思いますし、今回3園の良いところを活かして統合ということですので、そちらを独自性としてアピールすること、教育の良さこそ最大のメリットだと思いますので、そちらも大切にしたいです。

- 私は県外から浜田に来たのですが、浜田の海のきれいなことに驚きました。統合先の長浜幼稚園は海に近く浜田の海の自然を学べるのによい場所だと思います。ただ海が近いので津波などの自然災害に向けて万が一の時に備えての避難経路や訓練などは、よく行っていただけたらと思いました。統合することで、場合によってはバスを利用して通園することになったり、保護者が送迎したり、家が近いからすぐに迎えに行けるとすることも難しくなると思うので、非常時の際の引き渡しなども考えていただけたらと思います。火事や地震の訓練も大事ですが、立地のことを考えて津波の際の時のこと、その時に混乱がおこらないようにと切に望みます。
- 幼稚園が統合することで、園児にとっては、環境が変わることになりますが、少しでも負担がかからず、伸び伸びと生活が出来たら良いなと思います。
- 少子化で園の統合は仕方無いと思うが、統合にあわせて新園舎の設置をお願いしたい。長浜幼稚園は津波ハザードマップで見ても危険な地域にあり、2階へ避難すれば安全との考えは甘い。野原町のすすくの移転先に隣接して設置をすれば、津波の心配もなく、給食トラックの乗り入れも可能、三隅方面からの送迎もICから近くてスムーズ。国際交流会館や大学生との交流や美術館での活動も活発に行える。預かり保育については、すすくやファミサポの協力も得られて一石六鳥のメリットがある。防災や立地については、様々な人にも意見を聞いてほしい。東日本大震災で実際に被災した町を見られた方などの意見を。ちなみに児童の7割が亡くなった大川小学校（石巻市）はハザードマップでは津波想定地域ではなかったそうです。教育委員会と市の良識ある判断を期待しています。今後も意見や要望は上げ続けます。
- 行財政改革実施計画において、今後新たな統合幼稚園の建設を検討しておられるようですが、幼児の就園状況を踏まえて新園舎を新たに新設するのは、考え直していただきたいです。昨今の少子化、またこの島根の浜田という地も深刻な状況です。新たに箱物を作り、無駄に税金が使われるとしか思えません。幼児教育を大切にするのであれば、今現在あるもので充分だと感じます。新園舎を新設する経費があるのであれば、どうかその経費を子育て支援の方へ使っていただきたいです。  
(例：高校卒業までの医療費、授業料の免除、小・中学生の給食費免除 等々…)

- 統合についての期待は一切ありません。近いのがすべてです。石見幼稚園の存続を今でも常に願っています。

# 浜田市人口状況(2月末現在)

令和3年6月29日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2月末	24,952	26,847	51,799	183	465	648	25,135	27,312	52,447
1月末	24,995	26,880	51,875	186	467	653	25,181	27,347	52,528
増減	△ 43	△ 33	△ 76	△ 3	△ 2	△ 5	△ 46	△ 35	△ 81

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	2月末	1月末	増減
日本人	25,428	25,457	△ 29
複数国籍	131	132	△ 1
外国人	454	458	△ 4
合計	26,013	26,047	△ 34

## 3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	2月末	1月末	増減	2月末	1月末	増減
浜田	38,761	38,828	△ 67	19,309	19,339	△ 30
金城	4,067	4,070	△ 3	1,887	1,884	3
旭	2,657	2,663	△ 6	1,339	1,343	△ 4
弥栄	1,202	1,206	△ 4	661	662	△ 1
三隅	5,760	5,761	△ 1	2,817	2,819	△ 2

## 4.異動事由別増減(2月1日～28日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	72	1		21	94

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	110	4	1	60	175

## 5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月まで 累計	前年差	合計
		令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73		1,324
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115		1,230	△ 199	1,230
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	0	94	129	94
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21		274	△ 35	274
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60		755	△ 86	755
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	0	△ 481	51	△ 481
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	0	△ 387	180	△ 387
令和元年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	1394	△ 40	1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	1429	36	2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	△ 35	△ 76	△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	309	△ 29	342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	841	44	921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 532	△ 73	△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	△ 567	△ 149	△ 875
平成30年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1434		1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	1393		2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	41		△ 366
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	338		374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	797		879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 459		△ 505
	①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 418		△ 871

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(3月末現在)

令和3年6月29日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
3月末	24,811	26,691	51,502	182	461	643	24,993	27,152	52,145
2月末	24,952	26,847	51,799	183	465	648	25,135	27,312	52,447
増減	△ 141	△ 156	△ 297	△ 1	△ 4	△ 5	△ 142	△ 160	△ 302

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	3月末	2月末	増減
日本人	25,393	25,428	△ 35
複数国籍	129	131	△ 2
外国人	451	454	△ 3
合計	25,973	26,013	△ 40

## 3.自治区別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	3月末	2月末	増減	3月末	2月末	増減
浜田	38,505	38,761	△ 256	19,264	19,309	△ 45
金城	4,048	4,067	△ 19	1,885	1,887	△ 2
旭	2,655	2,657	△ 2	1,342	1,339	3
弥栄	1,196	1,202	△ 6	658	661	△ 3
三隅	5,741	5,760	△ 19	2,824	2,817	7

## 4.異動事由別増減(3月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	442	1	8	22	473

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	715			60	775

## 5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月まで 累計	前年差	合計
		令和2 年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	1,775
転出等	317		76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	1,945	△ 150	1,945
①社会増減	187		△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	△ 170	126	△ 170
出生	22		28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	296	△ 46	296
死亡	77		65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	815	△ 106	815
②自然増減	△ 55		△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 519	60	△ 519
①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 689	186	△ 689	
令和元 年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	1799	△ 19	1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	2095	△ 89	2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	△ 296	70	△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	342	△ 32	342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	921	42	921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 579	△ 74	△ 579
①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	△ 875	△ 4	△ 875	
平成30 年度	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90	97	384	1818		1,818
	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95	134	791	2184		2,184
	①社会増減	148	△ 40	3	15	6	8	△ 34	△ 7	△ 16	△ 5	△ 37	△ 407	△ 366		△ 366
	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26	18	36	374		374
	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83	85	82	879		879
	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	△ 67	△ 46	△ 505		△ 505
①+②	104	△ 97	△ 17	△ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	△ 66	△ 62	△ 104	△ 453	△ 871		△ 871	

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(4月末現在)

令和3年6月29日  
福祉環境委員会資料  
市民生活部 総合窓口課

## 1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4月末	24,812	26,684	51,496	181	462	643	24,993	27,146	52,139
3月末	24,811	26,691	51,502	182	461	643	24,993	27,152	52,145
増減	1	△ 7	△ 6	△ 1	1	0	0	△ 6	△ 6

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

## 2.世帯数の状況

	4月末	3月末	増減
日本人	25,505	25,393	112
複数国籍	131	129	2
外国人	449	451	△ 2
合計	26,085	25,973	112

## 3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	4月末	3月末	増減	4月末	3月末	増減
浜田	38,540	38,505	35	19,375	19,264	111
金城	4,037	4,048	△ 11	1,886	1,885	1
旭	2,638	2,655	△ 17	1,341	1,342	△ 1
弥栄	1,187	1,196	△ 9	656	658	△ 2
三隅	5,737	5,741	△ 4	2,827	2,824	3

## 4.異動事由別増減(4月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	385		1	33	419

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	371	2		52	425

## 5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月まで 累計	前年差	合計
		令和3 年度	転入等	386												386
転出等	373													373	56	373
①社会増減	13		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	△ 174	13
出生	33													33	11	33
死亡	52													52	△ 25	52
②自然増減	△ 19		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 19	36	△ 19
	①+②	△ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 6	△ 138	△ 6	
令和2 年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	504	13	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	317	0	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	187	13	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	22	△ 6	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	77	5	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 55	△ 11	△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	132	2	△ 689
令和元 年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	491		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	317		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	174		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	28		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	72		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 44		△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	130		△ 875

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

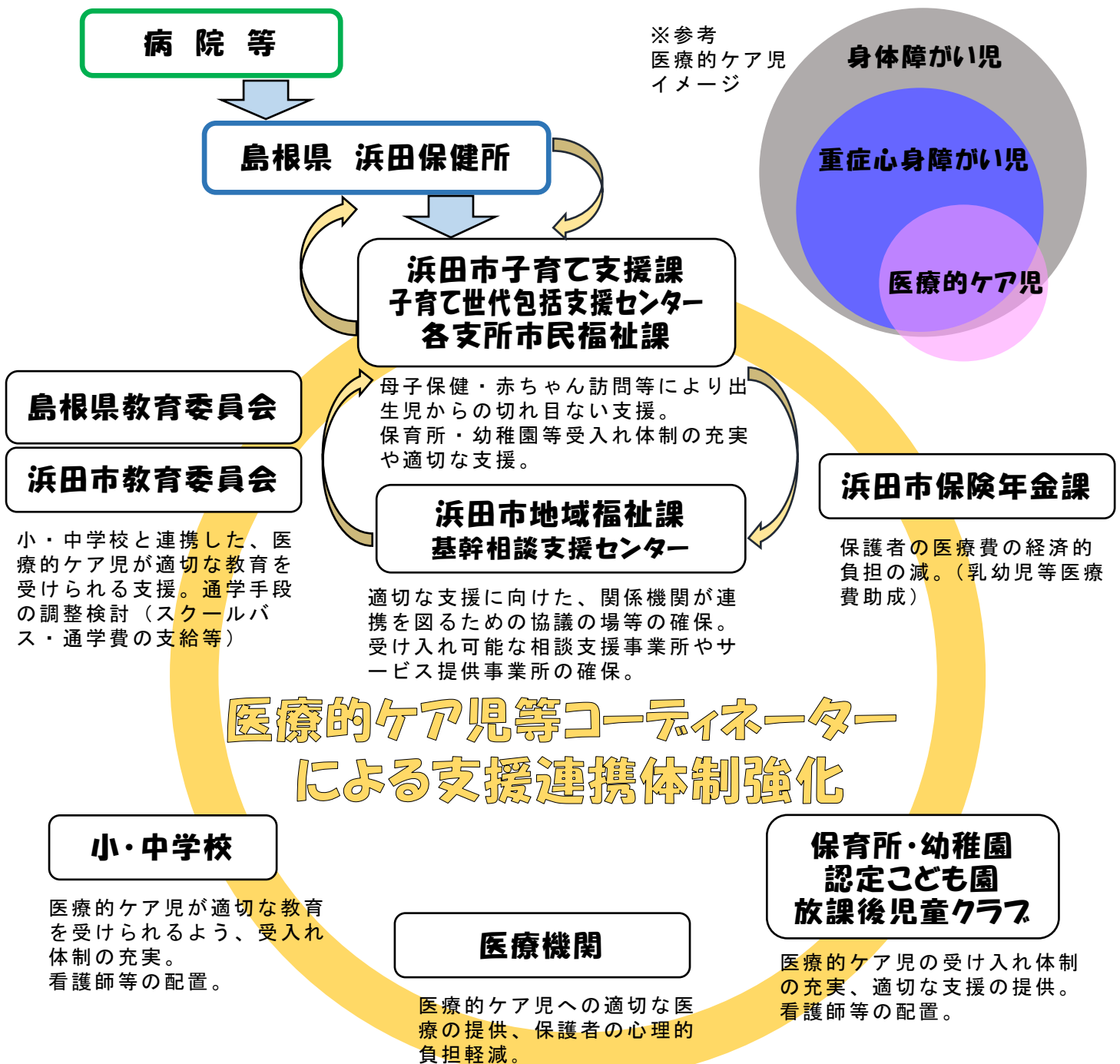
## 「医療的ケア児」の支援について

### 1. 医療的ケア児とは

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童をいいます。

### 2. 支援体制イメージ図

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児・その家族に対し、サービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児・その家族をつなぐ役割を持つ、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図ります。





# 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることが出来るよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

## 地方公共団体の関係課室等の連携

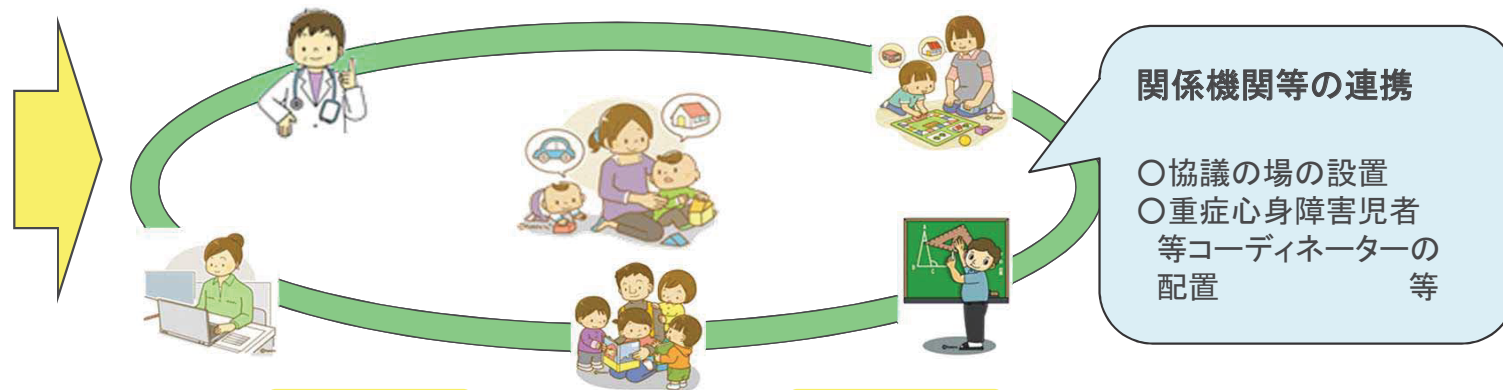
- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

## 医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

## 障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等



## 関係機関等の連携

- 協議の場の設置
- 重症心身障害児等コーディネーターの配置 等

## 保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

## 保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

## 教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等